

科学的介護情報システム(LIFE) 第1回説明会 (自治体向け)

令和7年11月27日実施

目次

- 本日のご説明の内容は以下のとおりです。

1. 科学的介護の実現に向けたLIFEの役割・意義
2. LIFEの利活用の推進に向けた自治体の役割
3. よくあるお問い合わせ

本説明でお伝えしたいこと

- 本説明でお伝えしたいことは以下のとおりです。

👉 Point !

- LIFEは、介護施設・事業所において提供されるケアの質を向上させるため、データを活用したケアの見直しや改善を支援することを目的としていることから、自治体管内にLIFEを活用してケアの質の向上に取り組む介護施設・事業所が増加することで、**地域全体の自立支援・重度化防止等に繋がることが期待されます。**
- LIFEを活用した取組を広げていくためには、**信頼性のあるデータが蓄積されること**、**より多くの介護施設・事業所においてケアの質の向上に向けたPDCAサイクルが推進されることが重要です。**
- これを達成するために自治体が担う役割の例として、以下があげられます。
 - ① 介護施設・事業所において、LIFEを正しく理解し、適切なデータ登録を行うための支援として、**算定要件等の問い合わせに対する回答**
 - ② 管内の介護施設・事業所に対する**LIFEの情報周知・普及**

(1)科学的介護の実現に向けたLIFEの役割・意義

科学的介護情報システム(LIFE)とは？

- 介護施設・事業所において質の高いケアを提供していくため、ケアに関わる様々なデータ(ケアプランや介護計画、日々のアセスメントの結果等)を活用して取組の効果・課題などを把握し、継続的に見直しを行っていくことはとても重要です。
- データを活用したケアの見直しを支援することを目的とし、科学的介護情報システム(LIFE)が始まりました。
- LIFEでは、介護施設・事業所で記録されているさまざまな情報のうち、利用者の状態や、ケアの計画・内容などの情報を収集し、集まった全国のデータに基づいてフィードバックを提供します。

ケアに関わる様々なデータの活用



ケアプラン



介護計画



アセスメント結果

取組の効果・課題の把握

ケアの見直し

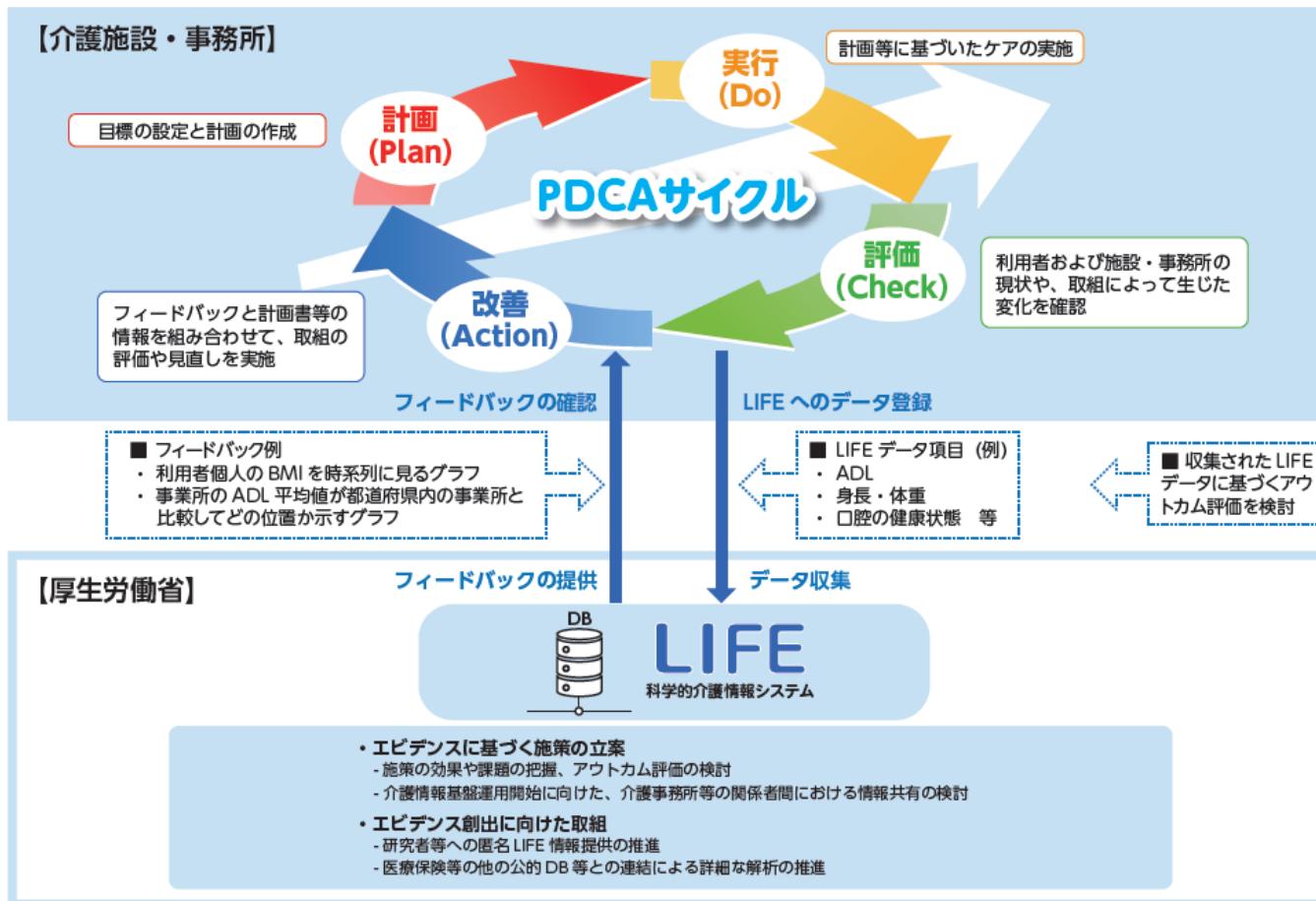
データを活用したケアの見直しを支援

LIFE

科学的介護情報システム

LIFEをどのように活用すればよいのか？

- ケアの質を向上するためには、利用者の意向をふまえ設定した目標や過ごし方の希望に対して、計画、実行、評価、改善を繰り返す、「PDCAサイクル」を実践することが重要です。
- このPDCAサイクルを実践する中で、利用者の状態などを評価・記録し、この情報をLIFEへ提出することで、LIFEから提出したデータに基づいたフィードバックが提供されます。
- ケアプランや介護計画などとあわせて、提供されたフィードバックをひとつの材料として、行った取組を振り返り、ケアの見直しを行うことで、よりよいサービスの提供へと繋げていきます。



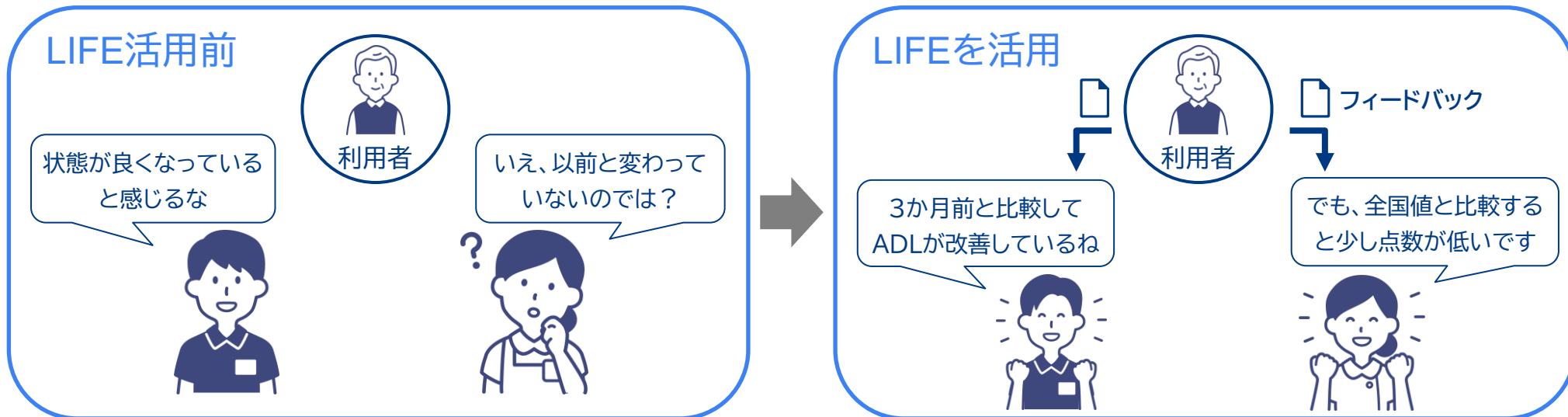
LIFEを活用するとどのような効果があるのか？①

- LIFEを活用することにより、共通の認識を持つことができます。
- LIFEでは全国の介護施設・事業所において同じ項目を用いてアセスメントや評価を行うため、自事業所や施設内の職員間のみならず他の事業所等と情報共有を行う際に、共通の認識をもつことに役立ちます。
- 同じ“軸”で利用者のアセスメントや評価を行うことによって、利用者の状態を正確に捉えることができ、利用者に関わる職員が共通の目標に向かって取り組みやすくなります。



LIFEを活用するとどのような効果があるのか？②

- LIFEを活用することにより、利用者の状態や日々のケアの「見える化」に繋がります。
- LIFEのフィードバックでは、利用者の状態が以前とどのように変化したのか、全国の同じような利用者と比較してどのような状態であるかを「見える化」します。
- 変化や差がみられた項目をきっかけとして計画や行ったケアの内容を見直すことで、よりよいケアへ繋がることが期待されます。



変化や差がみられた項目をきっかけとして
計画や行ったケアの内容を見直し



よりよいケアへ繋がることが期待

LIFEを活用するとどのような効果があるのか？③

- LIFEを活用することにより、さまざまな職種や職員が連携した取組に繋がります。
- 利用者の自立支援・重度化防止に向けた取組のためには、介護職員や各専門職のもつ様々な視点で情報を共有することが必要です。
- LIFEに提出する情報や、フィードバックを職員間で共有し、同じデータを見ながら複数の視点で議論することで、利用者や提供するケアのあり方についてより多くの角度から理解することや、職員が自身のケアについて客観的に振り返ることに繋がります。



LIFEに提出する情報や、フィードバックを職員間で共有し、同じデータを複数の視点で議論



ケアのあり方について多角的に理解し、
自身のケアについて客観的に振り返り

LIFEを活用するメリット

LIFE

科学的介護情報システム



共通の認識

状態の
「見える化」

多様な視点

(2) LIFEの利活用の推進に向けた自治体の役割

介護保険制度の理念

- 介護保険制度では、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするだけではなく、**高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を行うことを理念としています。**

■ 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

介護保険制度の理念の実現における自治体の役割

- 介護保険制度の理念を踏まえ、各自治体においては、地域の実情に応じてその地域に住まう高齢者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、取組を進めることが求められています。

介護保険制度の理念

- 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援すること
- 要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止を行うこと

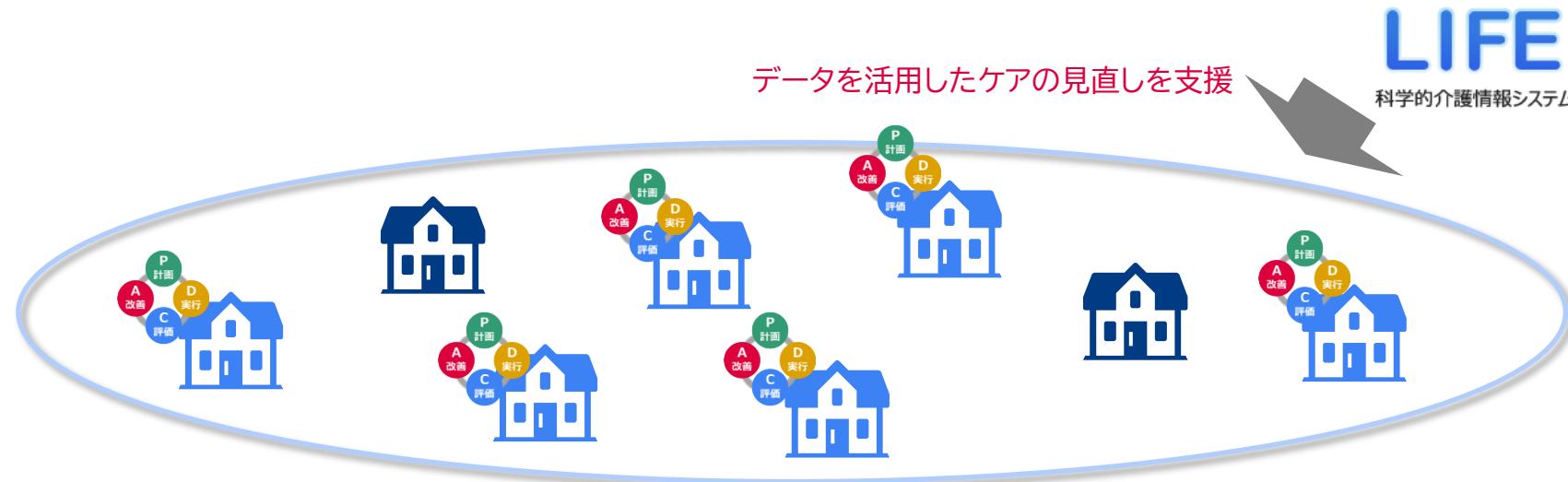


自治体の役割

その地域に住まう高齢者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを目指した、地域の実情に応じた取組の実施

介護保険制度の理念の実現におけるLIFEの位置付け

- その地域に住まう高齢者が自立した日常生活を営むことを実現するためには、介護施設・事業所において質の高いケアを提供することが重要です。
- LIFEは、介護施設・事業所において提供されるケアの質を向上させるため、データを活用したケアの見直しや改善を支援することを目的としていることから、**自治体管内にLIFEを活用してケアの質の向上に取り組む介護施設・事業所が増加することで、地域全体の自立支援・重度化防止等に繋がることが期待されます。**



長期的には地域全体の自立支援・重度化防止等に繋がることが期待

科学的介護の推進に必要な観点

- 科学的介護を推進する基礎となるのは、全国の介護施設・事業所より信頼性のある正確なデータがLIFEに提出され、このデータが活用されることです。

- フィードバックは全国の介護施設・事業所より提出されたデータを集計する
- LIFEに蓄積されたデータは第三者提供制度を通じて研究者等に提供され、分析によって得られた研究成果は、将来的に介護現場に還元されることや、フィードバックの充実へ活用されることが想定される



科学的介護を推進する基礎となるのは介護施設・事業所より提出されるデータ
データの正確性・信頼性が担保されることが需要



科学的介護の推進に必要な観点

- LIFEに登録されるデータが正しい定義に基づいて評価され、その結果として信頼性のあるデータが蓄積されること
- LIFEに取り組む介護施設・事業所が増加し、より多くの介護施設・事業所においてLIFEのデータ項目及びフィードバック情報の活用により、ケアの質の向上に向けたPDCAサイクルが推進されること

科学的介護の推進において自治体が担う役割の例

- 科学的介護の推進を実現するために自治体が担う役割の例は以下のとおりです。

科学的介護の推進に必要な観点

- LIFEに登録されるデータが正しい定義に基づいて評価され、その結果として信頼性のあるデータが蓄積されること
- LIFEに取り組む介護施設・事業所が増加し、より多くの介護施設・事業所においてLIFEのデータ項目及びフィードバック情報の活用により、ケアの質の向上に向けたPDCAサイクルが推進されること

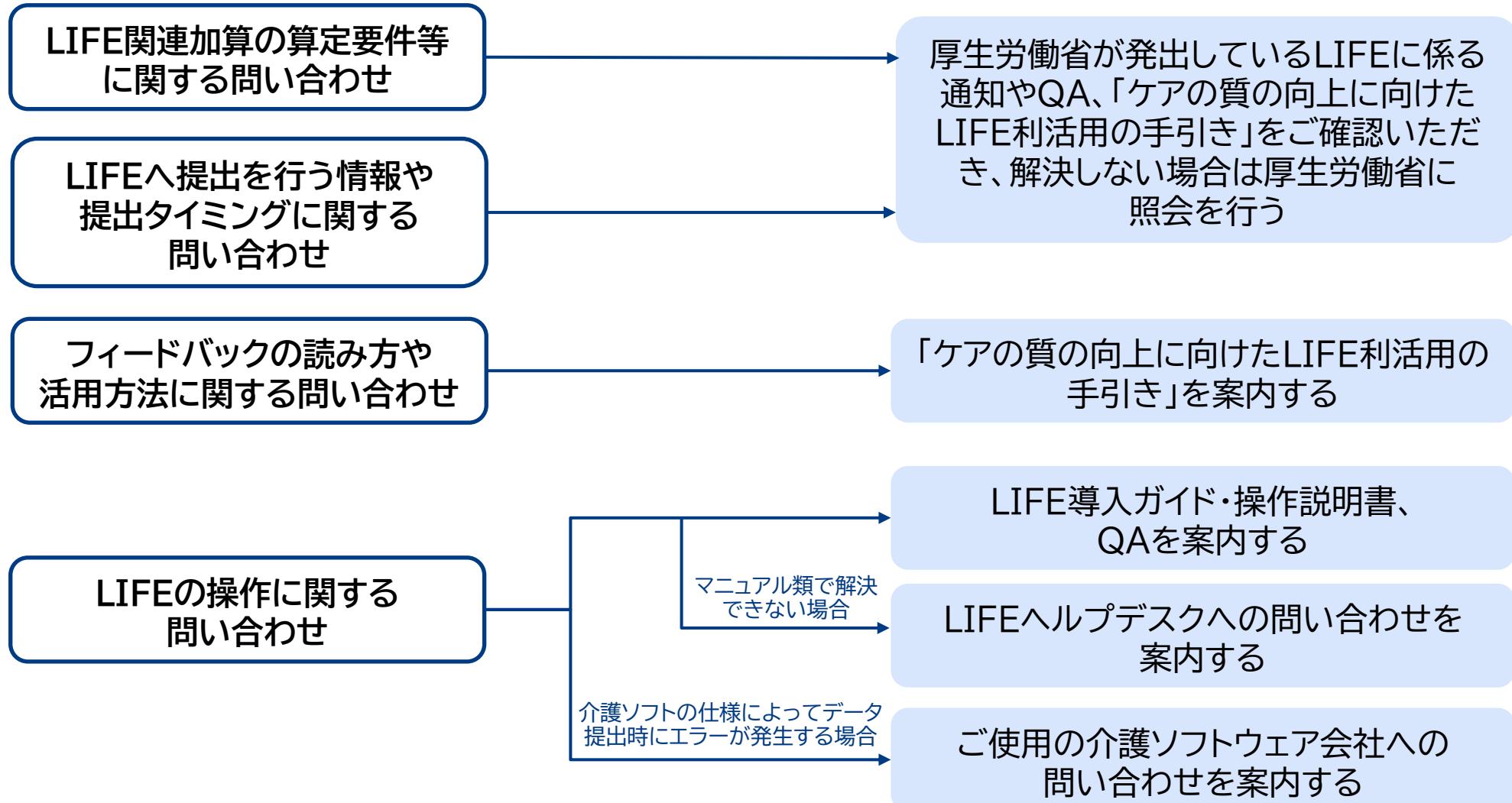


自治体の役割の例

- 介護施設・事業所において、LIFEを正しく理解し、適切なデータ登録を行うための支援として、算定要件等の問い合わせに対する回答
- 管内の介護施設・事業所に対するLIFEの情報周知・普及

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- 管内の介護施設・事業所より問い合わせがあった場合、問い合わせの内容に応じて以下の対応を行います。



介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- LIFE関連加算の算定要件等に関する問い合わせがあった場合は、厚生労働省が発出している通知やQA、又は「ケアの質の向上に向けたLIFE利活用の手引き」をご確認いただき、それでも解決しない場合は厚生労働省に照会をお願いします。
- LIFE関連加算に関する基本的な考え方は、介護保険最新情報のページ、又は「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日老老発 0315 第4号）に示されています。

厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html



科学的介護情報システム（LIFE）について

5 事務連絡

日付	事務連絡名
2025年1月24日	科学的介護情報システム（LIFE）の令和6年度報酬改定に対応したフィードバックの掲載開始について（第3報） [123KB]
2024年12月20日	科学的介護情報システム（LIFE）の令和6年度報酬改定に対応したフィードバックの掲載開始について（第2報） [141KB]
2024年11月22日	科学的介護情報システム（LIFE）の令和6年度報酬改定に対応したフィードバックの掲載開始について [159KB]
2024年9月30日	科学的介護情報システム（LIFE）の適切な入力期間について [179KB]
2024年7月26日 ※ 7月31日修正	令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働開始のお知らせ [324KB]
2024年7月12日	旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの移行作業のお願い [717KB]
2024年6月21日	科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その6） [181KB]
2024年6月20日	令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働に係る周知について [PDF形式] [716KB]
2024年6月17日	「科学的介護情報システム（LIFE）」の電子請求受付システム利用に伴う経過措置について [PDF形式] [802KB]
2024年4月18日	令和6年4月からの「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働等について [PDF形式] [232KB]
2024年4月8日	科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その5） [PDF形式] [117KB]
2024年3月27日	新LIFEシステム稼働に伴う新規指定事業所等の事業所台帳情報の送付対応変更について [PDF形式] [58KB]
2024年3月25日	科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その4） [PDF形式] [86KB]
2024年3月15日	（別紙）新LIFEシステムのCSVファイル連携 [PDF形式] [478KB]
2024年3月15日	科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について [PDF形式] [2.6MB]
2024年3月15日	令和6年度介護報酬を踏まえた科学的介護情報システム（LIFE）の対応について [PDF形式] [829KB]
2024年1月4日	令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム（LIFE）の取り扱いについて [PDF形式] [81KB]

「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は厚生労働省 Web サイトから閲覧できます

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- 加算の算定要件は、「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き 令和6年度介護報酬改定対応版 付録 算定要件」にも記載していますので、必要に応じてご参照ください。

**ケアの質の向上に向けた
科学的介護情報システム(LIFE)
利活用の手引き**

令和6年度介護報酬改定 対応版

付録 加算要件

IX. 付録 加算要件

(4) 通所介護

(ア) 科学的介護推進体制加算

■ 算定要件等

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)(抄)
21 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業者が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。
イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をい。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)(抄)
7 通所介護費
(2) 科学的介護推進体制加算について
① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注21に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。
② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。
イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。
ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。
ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。
ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。
④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

■ 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A
Q1. 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいいか。

(LIFE「操作マニュアル・よくあるご質問等(<https://life-web.mhlw.go.jp/help>)よりダウンロードができます。)

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- 「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」には、グラフの見方等が記載されています。

ケアの質の向上に向けた 科学的介護情報システム(LIFE) 利活用の手引き

令和6年度介護報酬改定 対応版



第2章 (2024年6月2日)

VII. フィードバックの活用について

(2) グラフの見方について

LIFEより提供されるフィードバックでは、自施設・事業所の利用者の状態の変化や、全国の同じサービスの介護施設・事業所における相対的な位置を捉えるため、指標のデータが様々な種類の図やグラフで表示されます。

フィードバックに含まれる図やグラフを解説する際には、以下の点にご留意ください。

Point!

- 項目によって、数値が大きいほど状態が良い可能性がある場合と、数値が小さいほど状態が良い可能性がある場合があります。そのため、数値の大小や増減は、項目の内容と合わせて確認してください。
- 自施設・事業所の過去の数値と比較して変化が見られない場合、「変化がない」ことに着目し、その要因を検討しましょう。施設・事業所の取組によって良い数値が維持されていること、低い数値が維持され施設・事業所の課題になっていること等、「変化がない」ことでも様々な意味が考えられます。
- 全国の値は、あくまでも「比較するための目安」として捉えましょう。必ずしも日々のケアの良し悪しを判断するための基準ではないことにご留意ください。

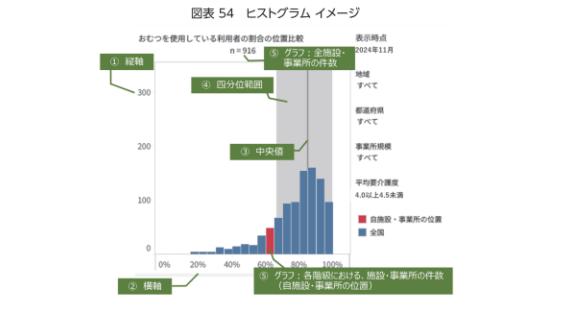
本項では、フィードバックにおいて特徴的なグラフであるヒストグラム、レーダーチャート、箱ひげ図の見方について記載します。

(ア) ヒストグラム

- 青が階級ごとに当たる介護施設・事業所の数を表します。
- 赤が自施設・事業所が含まれる位置を示します。
- 灰色の背景の箇所は全データのうち最小値から最大値を並べた場合、中央の値から50%に含まれる範囲を示しています。
- 例えば、図表54は掛け支拂加算の「おむつを使用している利用者の割合の位置比較」のグラフです。横軸におむつを使用している利用者の割合の階級があり、縦軸にその範囲に含まれる介護施設・事業所数が表示されています。図表54では自施設・事業所が、おむつを使用している利用者の割合が65%から70%の範囲にあります。これは全施設・事業所(※)からするとやや低い位置に位置していることがわかります。

(※)フィードバックでは、閲覧したいサービス種類を選択するため、自施設・事業所と同じサービス種類の施設・事業所のデータが全国の値として示されます。

図表 54 ヒストグラム イメージ



表示時点
2024年11月
n=116 ① グラフ: 全施設・事業所の件数
地域
すべて
都道府県
すべて
事業所規模
すべて
平均賃介護費
40,000円未満
■ 施設・事業所の位置
■ 全国

② 横軸
③ 中央値
④ 四分位範囲
⑤ グラフ: 各階級における、施設・事業所の件数
(自施設・事業所の位置)

131

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- 令和3年度～6年度に集められたLIFEに関する取組事例が公開されています。

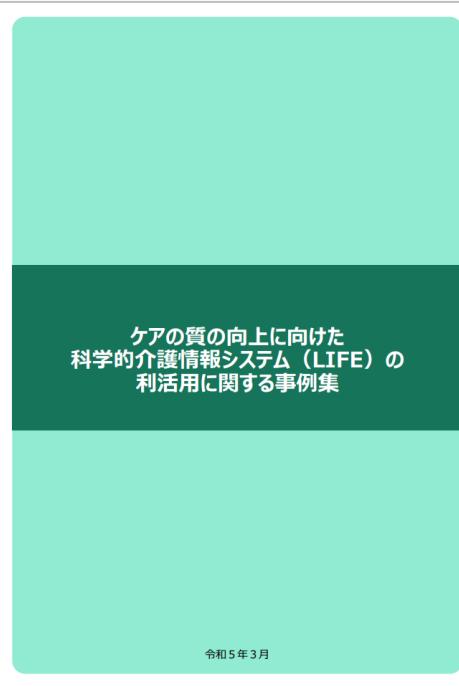
令和3年度版



ケアの質の向上に向けた
科学的介護情報システム（LIFE）の
利活用に関する事例集

令和4年3月

令和4年度版



ケアの質の向上に向けた
科学的介護情報システム（LIFE）の
利活用に関する事例集

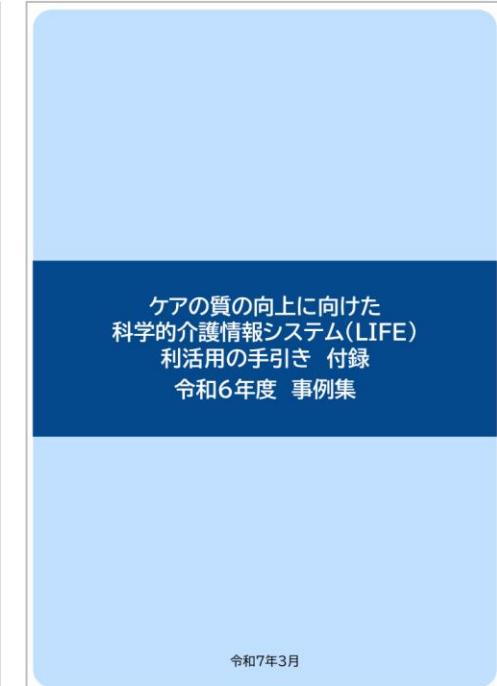
令和5年3月

令和5年度版



令和5年度
科学的介護に向けた
質の向上支援等事業
事例集

令和6年度版



ケアの質の向上に向けた
科学的介護情報システム（LIFE）
利活用の手引き 付録
令和6年度 事例集

令和7年3月

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001255065.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001103589.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001255064.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001470381.pdf>

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- LIFEの操作について問い合わせがあった場合には、LIFE Webサイト上部にある「操作マニュアル・よくあるご質問等」に掲載されている操作説明書やQ&Aをご案内ください。

お問い合わせの方へ

操作マニュアル・よくあるご質問等

操作マニュアル一覧

初めにお読みください

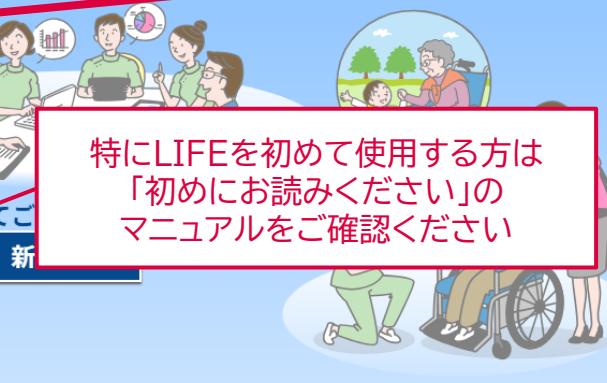
- LIFEの概要、操作の全体像を知りたいとき
 - [LIFEクリックガイド\[PDF\]](#)
- LIFEの導入手順と基本操作を知りたいとき
 - [LIFE導入ガイド\[PDF\]](#)
- 旧LIFE（令和3年度版）から新LIFE（令和6年度版）への移行手順を知りたいとき
 - [LIFE移行ガイド\[zip\]](#)

業務の場面ごとにお読みください

- 職員や事業所、介護サービス利用者、端末等の情報管理等の操作方法を知りたいとき
 - [操作説明書（管理業務編）\[PDF\]【管理ユーザー向け】](#)
- 様式情報の登録等の操作方法を知りたいとき
 - [操作説明書（様式情報入力編）\[PDF\]](#)
- フィードバックの活用について
 - 令和6年度以降のフィードバックの参照方法等を知りたいとき
 - [操作説明書（フィードバック参照編・令和6年度版）\[PDF\]](#)
 - 令和5年度3月利用分のフィードバックのダウンロード等の操作方法を知りたいとき
 - [操作説明書（フィードバック活用編・令和3年度版）\[PDF\]](#)
- ADL維持等加算算定の利得計算に関する操作方法を知りたいとき
 - [操作説明書（ADL維持等加算算定編）\[PDF\]](#)

困ったときにお読みください

- パソコンを変更するとき、暗号化キーが分からなくなったとき、個人情報が消えたとき等の対処方法を知りたいとき
 - [こんなときには\[PDF\]](#)
- LIFEの導入や操作全般に関する困ったことへの対処法等を知りたいとき
 - [LIFEの導入や操作に関するQ&A\[PDF\]](#)
- 個人情報が消えたときの対処法を知りたいとき
 - [個人情報対応について\[zip\]](#)
- LIFEにおけるシステムの更新履歴を知りたいとき
 - [LIFEシステム更新履歴\[PDF\]](#)



特にLIFEを初めて使用する方は
「初めにお読みください」の
マニュアルをご確認ください

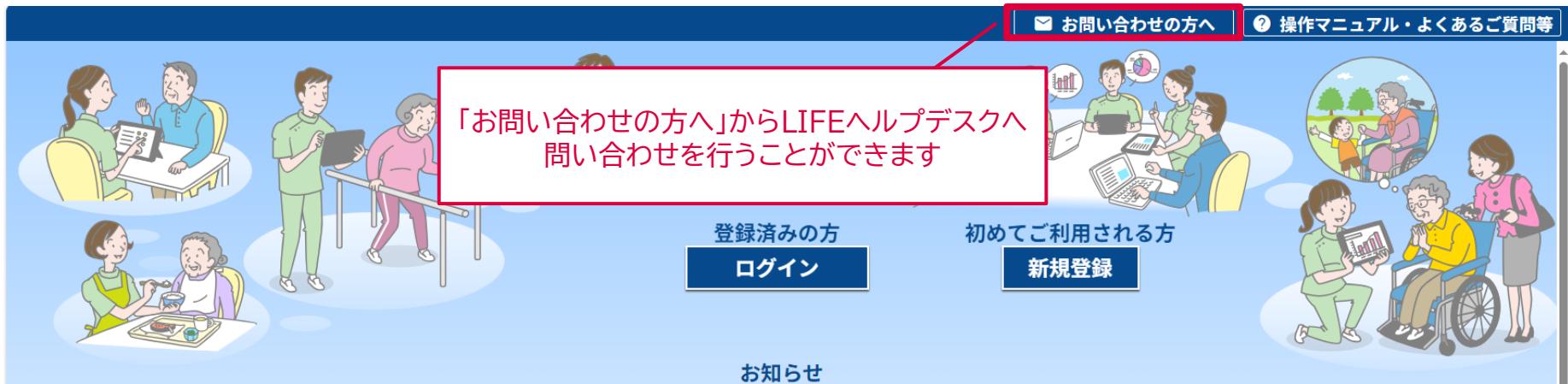
新

各種操作説明書には、LIFEの操作全般について記載されています
業務の場面に応じて内容を
ご確認ください

困ったときにお読みくださいの
各種資料には、トラブル時の対応等が
まとめられています

介護施設・事業所への支援例 ① 算定要件等の問い合わせに対する回答

- 各種マニュアルを確認しても不明点がある場合、LIFEヘルプデスクへお問い合わせください。
 - CSVファイルを取り込んだ際にエラーが発生する場合、介護ソフトウェアの仕様が原因であることが考えられるため、介護ソフトウェア会社へお問い合わせください。



！ 以下のような場合には、介護ソフトウェア会社へのお問い合わせをお願いします

- ・「外部データ取込」からCSVファイルを取り込むと「データの形式が正しくありません」のエラーが表示される
 - ・「外部データ取込」からCSVファイルを取り込むと「ファイルが存在していません」のエラーが表示される
 - ・「外部データ取込」からCSVファイルを取り込んだが、取り込んだ様式において「確定」にならない 等

介護施設・事業所への支援例 ② 管内の介護施設・事業所に対するLIFEの情報周知・普及

- 管内の介護施設・事業所に対するLIFEの情報周知・普及の方法として、以下に示す方法があります。

情報周知・普及の方法	内容	実際に実施されている取組例
自治体が主催する研修会等の活用	LIFEに係る制度や趣旨の理解促進のため、自治体が主催する研修会等にLIFEに関する内容を含める	<ul style="list-style-type: none"> 管内の全介護施設・事業所を対象とした研修会において、他の施設・事業所における取組や困りごとについて共有している。
LIFEに係る通知文書類の周知	介護施設・事業所に情報提供するため、厚生労働省より発出された通知文書類を周知する	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険最新情報が発出された際、メールやFAX、Webサイト、自治体の掲示板、情報連携ツールを用いて管内の介護施設・事業所へ周知している。 自治体のWebサイトに特設ページを設置し、通知文書類を掲載している。 厚生労働省・都道府県より通知文書類が発出された際、関係団体へ周知を行っている。
LIFEに関するイベントの周知	厚生労働省や国立長寿医療研究センター等で実施される研修会をはじめとしたイベントを管内の介護施設・事業所へ周知する	—

(3)よくあるお問い合わせ

本日取り上げる質問の一覧

- 本説明で取り上げる質問は以下のとおりです。

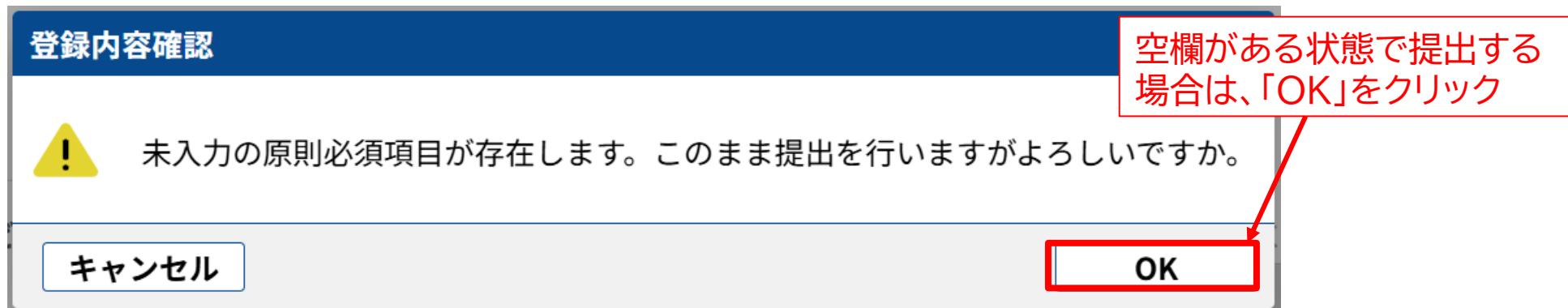
分類	トピック	質問
データ入力	把握できない項目がある場合	<ul style="list-style-type: none">加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。栄養に関連する項目で、加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。
	薬が処方されていない場合	<ul style="list-style-type: none">服薬情報について、薬を処方されていない利用者はどのように情報を登録すればよいでしょうか。
データ提出	要介護認定の申請中の対応	<ul style="list-style-type: none">利用者が要介護認定の申請を行っている場合に要介護度が確定した後に、遡っての算定(月遅れでの請求)を行ってよいでしょうか。
	要支援/要介護切り替え時のデータ提出	<ul style="list-style-type: none">介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいでしょうか。
	一定期間サービス利用がない場合	<ul style="list-style-type: none">介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。
	同月に利用開始・終了があった場合	<ul style="list-style-type: none">サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合、どのようにデータを提出すればよいでしょうか。
	データの提出漏れがあった場合	<ul style="list-style-type: none">既に提出したデータに入力漏れがあった場合や、データ提出していなかった利用者がいた場合、どのように対応すればよいでしょうか。
	新規利用者のデータ提出	<ul style="list-style-type: none">新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。

よくあるお問い合わせ データ入力① 把握できない項目がある場合



加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握できない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。
(例)リハビリテーション計画書の発症日・受傷日がわからない。

- 利用者へのアセスメントを行えない状態であり、把握できない項目があった場合、当該項目は空欄として提出して差し支えありません。
- 空欄で提出する際、「原則必須」と表示のある場合には、注意喚起のメッセージが画面に表示されますが、「OK」を押下することで、LIFEへのデータ登録を継続することができます。



よくあるお問い合わせ データ入力① 把握できない項目がある場合



栄養に関する項目で、加算の算定にあたって提出が必要とされているが、把握ができない項目があった場合、どのように情報を登録すればよいでしょうか。

(例1)栄養アセスメント加算は利用者全員を対象としているが、昼食をとらずに帰宅する利用者がいる。

(例2)栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリングにおいて、昼食時の状況しか把握できず、1日の提供栄養量のカロリー数の報告が困難である。

- LIFEへのデータ提出に当たっては、食事の提供を行っていない場合等に、「食生活状況等」及び「多職種による栄養ケアの課題(低栄養関連問題)」の各項目のうち、事業所で把握できないものまで提出を求めるものではありません。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P65

よくあるお問い合わせ データ入力② 薬が処方されていない場合



服薬情報について、薬を処方されていない利用者はどのように情報を登録すればよいでしょうか。

- ・ 薬を処方されていない利用者の場合、服薬情報は空欄として提出して差し支えありません。
- ・ 空欄で提出する際、「原則必須」と表示のある場合には、注意喚起のメッセージが画面に表示されますが、「OK」を押下することで、LIFEへのデータ登録を継続することができます。

よくあるお問い合わせ データ提出① 要介護認定の申請中の対応



利用者が要介護認定の申請を行っている場合に要介護度が確定した後に、遡っての算定(月遅れでの請求)を行ってよいでしょうか。

- 要介護認定の申請期間中については、算定要件を満たしていれば、遡って算定を行って差し支えありません。
- その場合、要介護度が確定し次第、速やかにデータを提出する必要があります。
- ただし、データの提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要があります。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10



介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいでしょうか。

- 利用者の要介護度が要介護から要支援に変更となった場合、あるいは要支援から要介護に変更となった場合、LIFEにおいて再度利用者登録が必要です。
- 要介護度が確定する以前に登録されたデータは、要介護度の確定後に登録した新たな利用者情報に紐づけて再度登録が必要です。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10,11

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(1/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

- 本回答は、算定要件としてサービス利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月のデータ提出が必要となる以下の加算が対象となります。
 - 科学的介護推進体制加算(サービス利用開始時、サービス利用終了時に情報提出が必要)
 - 褥瘡マネジメント加算/褥瘡対策指導管理(Ⅱ)(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 排せつ支援加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
 - 自立支援促進加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
- また、本回答は居住系・施設系サービス及び看護小規模多機能型居宅介護が対象となります。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(2/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【サービス利用の再開や施設への再入所を前提として、短期間の入院等による30日未満のサービス利用中断があった場合】

- 30日未満のサービス利用中断があった場合、加算の算定要件である、サービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えありません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(例) 利用者A	サービス利用開始 ★ 4/20 データ提出 ★			サービス利用(8/15) ★ 8/10 データ提出(7月分) ★	入院(8/20~8/31) ↔	サービス利用再開 ★			

提出項目の評価時点は
「サービス利用開始時」

提出項目の評価時点は
「サービス利用中」

提出項目の評価時点は
「サービス利用中」

最終利用から30日未満であるため、サービス利用終了時や
サービス利用開始時の情報提出は必要ない

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス: 居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算: 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(3/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上のサービス利用中断があった場合、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後サービスの利用を再開した場合には、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要です。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス: 居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算: 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上のサービス利用中断が決定した時点で、「サービス利用終了時」として入院までの期間で最新の評価データをLIFEへ提出します。
- この際、加算の算定上提出が必要となる項目全てに対して評価が出来ていなかった場合、評価が出来ている項目のデータをLIFEへ提出することで、加算の算定が可能です。

👉 Point

入院にあたって評価ができないない項目を提出できることは「やむを得ない場合」に該当します。

(以下抜粋)

「やむを得ない場合」とは以下のような状況が含まれると想定される。

・通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和6年9月27日) 問4

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス: 居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算: 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算

よくあるお問い合わせ データ提出③ 一定期間サービス利用がない場合(5/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 退院後しばらく期間があいてからサービス利用を再開した場合、**サービス利用を再開した時点**で「サービス利用開始時」としてLIFEへデータを提出します。
- 退院後、サービス利用再開がない場合、サービスの利用があるまではデータ提出を行いません。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

※対象サービス: 居住系・施設系サービス共通、看護小規模多機能型居宅介護

※対象加算: 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいでしょうか。

【サービス利用者が死亡した場合】

- サービス利用者が死亡した場合、死亡した月における情報を「サービス利用終了時」の情報として提出します。
- 死亡により把握できない項目が有った場合は、把握できた項目のみ提出することで差し支えありません。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問3

※対象サービス: 通所系・居住系・施設系サービス共通

※対象加算: 科学的介護推進体制加算

よくあるお問い合わせ データ提出④ 同月に利用開始・終了があった場合



サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合、どのようにデータを提出すればよいでしょうか。

- 「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合であっても、それぞれ「利用開始時」、「利用終了時」としてLIFEへのデータ提出を行うことが推奨されます。



既に提出した既に提出したデータに入力漏れがあった場合や、データ提出していなかった利用者がいた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

- 入力漏れがあったデータについて、速やかに正しいデータの提出をいただくよう、介護施設・事業所へお伝えください。



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。

- LIFEの活用が要件となっている各加算では、事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」において、LIFEにデータ提出を行う頻度が定められています。
- 例えば、科学的介護推進体制加算では以下のように定められています。

利用者等ごとに、アからエまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

(中略)

ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等(以下「既利用者等」という。)については、当該算定を開始しようとする月

イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等(以下「新規利用者等」という。)については、当該サービスの利用を開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)

ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月ごと

エ サービスの利用を終了する日の属する月

よくあるお問い合わせ データ提出⑥ 新規利用者のデータ提出(2/2)



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいでしょうか。

- 定められた提出頻度を満たす範囲で、データ提出タイミングを調整することは可能です。
- 例えば、1月・4月・7月・10月に科学的介護推進体制加算のデータ提出を行っている事業所において、6月に新たな利用者Aがサービス利用開始した場合、
 - サービス利用開始した6月のデータ提出を7月10日までに実施
 - 事業所としてのデータ提出月である7月のデータ提出を8月10日までに実施

というように、事業所における運用に合わせて、利用者Aのデータ提出間隔を調整することができます。

